

春宮坊官人の実務と任用——一〇——一一世紀を中心に

佐野 啓生

はじめに

春宮坊官人とは、「養老東宮職員令」二春宮坊条に規定された、春宮大夫以下の官人である（表1）。次期天皇に仕える官人であること

表1 春宮坊官と令文の職掌・官位相当

官名	職掌	定員	官位相当
大夫	吐納啓令、宮人名帳、考叙、宿直事	1	従四位下
亮	同長官	1	従五位下
大進	糺判官内、審署文案、勾稽失、知宿直	1	従六位上
少進	同大進	2	従六位下
大属	受事上抄、勘署文案、検出稽失、読申公文	1	正八位下
少属	同大属	2	従八位上

※「養老東宮職員令」2春宮坊条を基本とし、職掌は「養老官位令」1神祇官条、官位相当は「養老官位令」を参照して作成。

から、その政治的意義は広く共有されていると思われるが、その意義をより積極的に論じたのが福井俊彦氏であつた（「藩邸の旧臣体制論」^①）。その後、荒木敏夫氏の古代皇太子制論も受けながら、坂上康俊氏や保母崇氏、佐藤長門氏の研究が出された^③。唐の皇太子官人との対比、補任された人物の網羅的な精査、令意の解釈など制度史的検討が進められたことで、九世紀前半の王統分裂時における皇太子—官人間の結合の政治的意義がより論理的に明らかにされている。

一方、以上のような研究潮流は九世紀以前を対象としたものであつた。一〇世紀以降となると、道康親王（文徳天皇）から敦良親王（後朱雀天皇）までの春宮坊官人を網羅的に検討した福井氏の研究もあるが^④、基本的には政治史的視角からの議論に集中している。保立道久氏は、「東宮庁」を起点とした政争を基軸に据えて平安時代史の叙述をおこなつた^⑤。また、個別的には尊仁親王（後三条天皇）の春宮大夫をつとめた藤原能信が著名で、藤原頼通への対抗勢力として尊仁やその母禎子内親王と利害を一致させ、強固な関係が築かれていたことが明らかにされている^⑥。そのほか、概説的に春宮坊官人に触れるものは多数確認できる^⑦。

しかし、一〇世紀以降を対象とした春宮坊官人論は、以下の点で課題を残している。まず、春宮坊官人の実態が明らかにされていないことである。九世紀以前を対象とした諸論が示しているように、春宮坊官人の政治的意義は、制度的な理解を得てより立体的に論じることが可能になるが、一〇世紀以降は制度史的視角が後景に退いている。この課題に最も迫っているのが福井氏であるが^⑧、活動実態にまでは論が及んでおらず、補任の傾向も「坊官は摂関体制に組み込まれていた」という結論に寄せる形で、過度に摂関や天皇外戚となつた藤原北家との関係を取りあげる点に問題がある。そのため、春宮坊官人の政治的意義は、皇太子の官人であるから皇太子との関係が密であるはず、と

いう無条件の前提のもと論じられている状況にある。保母氏が指摘するように、皇太子官人のなかには、東宮傳のように必ずしも皇太子との関係が構築されない官もあった。皇太子官人の政治的意義は、制度的検討を踏まえてその是非が判断されなければならない。

そこで本稿では、一〇―一世紀を中心に春宮坊官人の活動実態、補任傾向を明らかにし、その成果をもとに政治史や皇太子制論に春宮坊官人を位置づけることを目的とする。下限を一一世紀に設定したのは、応徳二年（一〇八五）に皇太子在位のまま死去した実仁親王以降、「皇太子大空位時代」と称されるように⁹⁾、皇太子在位年数の低下・空位の長期化が確認できるようになる。こうした状況下では、春宮坊官人のもつ意義が前代と異なると想定されるためである。また、本稿では春宮坊官人のなかでも大夫・亮・進の三等官までを対象とする。春宮坊には四等官の属や春宮坊被官の三監六署（後に三監三署）が存在した。これらは、政治史というよりは官人制や財政史の分野で注目されてきた階層である¹⁰⁾。本稿は制度史的考察から政治史の再検討を目的とするものであるため、属以下の春宮坊官人については別稿で論じたい。

第一章 春宮大夫の実務と任用

第一節 春宮大夫の活動実態

本章では春宮大夫を扱う。まずはその活動実態を明らかにする。古記録・儀式書からは多数の春宮大夫の活動が確認できるが、重要と考えられる以下の三点に絞り検討する。ただし、春宮大夫に関する史料のみでは、その具体像を明らかにするのに限界がある。ゆえに、適宜中宮（皇后・皇太后・太皇太后宮）大夫や後の時代の事例も用いること

にしたい。春宮坊と中宮職は組織構造が類似しており、職務内容の親和性は高い。また、以下で掲げる職務は皇太子の性質や政治構造などに左右されない時代的な普遍性が認められると考えられる。なお、この方針は次章で扱う亮・進についても同様である。

（1）儀式の陣頭指揮

皇太子には行啓や元服など多くの儀式が付随した。春宮大夫はそこに参加し、陣頭指揮をとっていた。

その一端を皇太子元服儀を例にとつて検討する。儀に際しては、『西宮記』などの儀式書や古記録に引用される儀式次第に示されるように、調度品の種類や個数など様々な点に細かく注意して設営を進める必要があった。実働は坊官と装束使らによって担われるが、春宮大夫はそれらを監督する立場にあった。

その具体像を、永承元年（一〇四六）の尊仁親王元服儀をとりあげ確認する。この元服儀については、当時権大夫をつとめていた藤原資房の日記『春記』が残されているため、具体的な把握が可能である¹¹⁾。

まず「大夫相共向¹²⁾南殿、見¹³⁾御装束」と大夫藤原能信とともに南殿装束の確認をしている。また、能信は加冠・理髪の人の装束を当事者のもとに送ることを指示したり、反問をおこなう時刻について関白藤原頼通と交渉をしている。そして、政官（上官）らの待機場所について「頻以¹⁴⁾高聲¹⁵⁾被¹⁶⁾譴責」と強い口調で責め立て移動させている。大夫は元服儀の準備を見回り、不備があればそれを正す役割を果たしていた。

そのため、春宮大夫には相応の知識と判断能力が問われるのであるが、判断ミスが引き起こす問題として、時代は下るが承元二年（一二〇八）の守成親王元服儀をとりあげる¹⁷⁾。当時の大夫藤原公継が装束の

巡見にきたとき、春宮大進藤原顕俊に対し、「新儀式」によって装束の配置変更が命じられた。対して顕俊は、「大夫命難^レ背」として従った。しかし、このことについて東宮傳藤原頼実により異議が示された。関白近衛家実の判断も仰がれた結果、公継の判断は退けられ、もとに戻されることになった。この間、顕俊は家実と元服儀の会場とのあいだを往返する必要が生じ、自身の日記に「奔波之間筋力已疲、太無^三其^レ栓^一者歟」と記している。大夫の資質が準備運営を左右する様子がうかがえよう。

儀式は皇太子としての権威や官人らとの秩序関係を表象するものである。^⑭その適切な準備・運営にあたっては、儀式次第の適切な把握とそれを判断しうる故実の習得、配下の人物への指示、天皇・摂関を含めた周囲の人々との調整、といった実務能力を要した。春宮大夫は、儀式の監督・指導的立場として、こうした能力を適切に発揮することが求められていた。

(2) 春宮坊務の執行責任者

春宮坊では皇太子にかかる行事の担当者を決める「分配」がおこなわれ、財政執行にあたっては「相折」と呼ばれる予算帳が作成されていた。^⑮また、一〇世紀以降、春宮坊運営が「所」と称される個別組織に分担されるようになると、「所」担当者を割り当てる「所充」がおこなわれた。^⑯春宮大夫はこれらの行事に執行責任者として参加することになる。基本的にはあらかじめ決められた内容を確認する儀式であるが、大夫は人員配置などについて直接指示を出すこともあった。^⑰春宮坊務の長官として、儀式的役割にとどまらない実務的な意義も存在したのである。

(3) 儀式準備、経済的負担

儀式の準備にあたっては、春宮大夫が経済的な負担をすることもあった。先にみた尊仁の元服儀を例にとると、「已上坊司所^レ置^ハ大夫・権大夫相共行事、件御調度等大夫所^レ被^三調献^一也^⑱」とあり、調度品の調進を春宮大夫能信が担当したことが記される。^⑲そのほか、加冠・理髪装束や献物が大夫の「調進」や「儲」であったという。

用途調達に関する事例として、長和二年(一〇一三)の皇后藤原城子の大夫藤原隆家の動きもみておきたい。この年の三月二三日、三条天皇の皇子敦儀・敦明両親王の元服儀がおこなわれた。儀には実資も参加し、皇后宮が準備した禄に預かった。しかし、その二日後、隆家から実資に対し、「今日宮可^レ給^二物於^三公女^一」、唐衣三領・綾樹一領不足^⑳であったため、「密々可^レ送^二一夜^一唐衣^㉑」という要望が出された。実資はこれに応じ、受け取った禄を隆家に送っている。^㉒貴族社会間の相互扶助の一環と捉えられる。史料上で大夫の「調進」と現れたときも、そこにいたるまでには大夫自身の苦心もあったことが推察される。^㉓

以上、具体的な事例を交えながら、春宮大夫の活動実態を明らかにしてきた。その内実を大きく分けると、実務・職能的行為(1、2)、経済的負担(3)の三つに分けることができる。こうした活動実態が示すように、大夫には相応の能力が求められており、その補任にあたっては、慎重な人選を経る必要があった。それでは、こうした能力が求められる大夫はいかなる人物が任じられていたか。節を改め検討する。

表2 9世紀中葉から11世紀末までの春宮大夫

春宮大夫		皇太子	天皇	任官年	任官時の官位、官職、兼官	離任年	離任時の官位、官職、兼官	離任理由	備考
人物	年齢								
安倍安仁	51	道康	仁明	承和9 842	従四位下 参議 大蔵	嘉祥3 850	従三位 中納言 (下野、大弼)、民部	践祚	
藤原良相	34	惟仁	文徳	嘉祥3 850	従四位下 参議 右弁、左中將、按察、相模	斉衡1 854	従三位 権中納言 (左弁)、左中將、按察	その他	任権大納言と同日に辞任
平高棟	51			斉衡1 854	従三位 参議 大蔵	天安2 858	従三位 参議	践祚	
南淵年名	63	貞明	清和	貞観11 869	正四位下 参議 右衛、民部	貞観18 876	従三位 中納言 (近江)	践祚	
藤原時平	23	敦仁	宇多	寛平5 893	従三位 中納言 右大將	寛平9 897	従三位 大納言 左大將	践祚	藤氏長者
藤原定国	38	保明	醍醐	延喜4 904	従三位 大納言 右大將、按察	延喜6 906	従三位 大納言 右大將、按察	死去	醍醐外戚
藤原有徳	69			延喜6 906	従三位 中納言 民部	延喜7 907	従三位 中納言 民部	死去	
藤原忠平	29			延喜8 908	従四位上 参議 右弁、備前権	延喜13 913	従三位 大納言 (左兵、別当、右大將)、左大將	その他	離任後まもなく任大臣 藤氏長者
藤原仲平	39			延喜13 913	正四位下 参議 左兵、備前権	延長1 923	従三位 中納言 左衛	その他	皇太子死去 忠平兄
藤原保忠	34	慶頼		延長1 923	従三位 中納言	延長3 925	従三位 中納言	その他	皇太子死去 慶頼外戚
藤原邦基	51	寛明		延長3 925	従四位上 参議 右弁、勘解、備前権	延長8 930	正四位下 参議 (讃岐権)、左弁、民部	践祚	
藤原師輔	37	成明	朱雀	天慶7 944	従三位 大納言	天慶9 946	従三位 大納言 按察、右大將	践祚	中宮大夫からの転任 忠平子
藤原師尹	31	憲平	村上	天曆4 950	従三位 権中納言 左兵	康保4 967	従二位 大納言 (左衛、別当)、右大將、按察	践祚	忠平子
藤原師氏	55	守平	冷泉	康保4 967	正三位 中納言 左衛	安和2 969	正三位 権大納言 左衛、按察	その他	忠平子
藤原兼家	41			安和2 969	従三位 中納言 左中將、藏人頭	安和2 969	従三位 中納言 左中將	践祚	冷泉・守平外戚
源延光	43	師貞	円融	安和2 969	従四位上 参議 右中將、備後権	貞元1 976	従三位 権大納言 (伊予権、左衛、別当)	死去	
藤原朝光	26			貞元1 976	従三位 権中納言	永観2 984	従二位 権大納言 左大將	践祚	関白兼通子
藤原為光	43	懷仁	花山	永観2 984	正二位 大納言	寛和2 986	正二位 大納言	践祚	
藤原朝光	36	居貞	一条	寛和2 986	正二位 権大納言 左大將	永祚1 989	正二位 大納言 左大將、按察	病気	
藤原公季	33			永祚1 989	正三位 権中納言	長徳3 997	正三位 大納言 左大將、按察	任大臣	権大夫からの転任
藤原道綱	43			長徳3 997	正三位 大納言 右大將	寛弘4 1007	正二位 大納言 按察	転任	東宮傳へ 左大臣道長兄
藤原懷平	55			寛弘4 1007	正三位 参議 左兵、伊予権	寛弘8 1011	正三位 参議 右衛、別当、播磨権	践祚	権大夫からの転任
藤原齊信	45	敦成	三条	寛弘8 1011	正二位 権大納言	長和5 1016	正二位 権大納言 按察	践祚	中宮大夫からの転任

藤原齊信	50	敦明	後一条	長和5 1016	正二位 権大納言 按察	寛仁1 1017	正二位 権大納言 按察	その他	皇太子辞退
藤原教通	22	敦良		寛仁1 1017	正二位 権中納言 左衛、左大将	治安1 1021	正二位 権大納言 左大将	任大臣	皇太后宮権大夫からの 転任、道長子
藤原頼宗	29			治安1 1021	正二位 権大納言	長元9 1036	正二位 権大納言 (按察)	践祚	太皇太后宮権大夫からの 転任
藤原頼宗	45	親仁	後朱雀	長暦1 1037	正二位 権大納言	寛徳2 1045	正二位 権大納言	践祚	
藤原能信	51	尊仁	後冷泉	寛徳2 1045	正二位 権大納言	治暦1 1065	正二位 権大納言	死去	皇后宮大夫からの転任 道長子、尊仁妃茂子養父
藤原能長	44			治暦1 1065	正二位 権中納言 左衛、別当	治暦4 1068	正二位 権中納言 左衛	践祚	権大夫からの転任 能信子
藤原能長	48	貞仁	後三条	延久1 1069	正二位 権大納言	延久4 1072	正二位 権大納言	践祚	
藤原能長	51	実仁	白河	延久4 1072	正二位 権大納言	承暦4 1080	正二位 権大納言	任大臣	
藤原実季	46			承暦4 1080	正二位 権大納言	応徳2 1085	正二位 大納言	その他	皇太子死去 白河外戚

※『公卿補任』を参照した。「離任時の官位、官職、兼官」のうち（）でくくられているのは在任中に兼官したものを表し、くくられていないものは離任時に兼任していたものである。「辞任理由」のうち、「践祚」は皇太子の践祚により、「死去」は皇太子の死去による。「その他」は都度備考欄で注記した。

官職凡例：左衛＝左衛門督、右衛＝右衛門督、左兵＝左兵衛督、右兵＝右兵衛督、別当＝検非違使別当、左弁＝左大弁、勘解＝勘解由長官、八省官名のみ＝八省の卿、国名のみ＝各国の守、国名＋権＝各国の権守

表3 9世紀末から11世紀末までの春宮権大夫

春宮権大夫 人物	年齢	皇太子	天皇	任官年	官位、官職、兼官	離任年	官位、官職、兼官	辞任 理由	備考
菅原道真	51	敦仁	醍醐	寛平7 895	従三位 中納言 左弁、式部大輔、侍従、遣唐	寛平9 897	従三位 権大納言 右大将、民部	践祚	
藤原為光	43	師貞	円融	永観2 984	正二位 大納言	永観2 984	正二位 大納言	践祚	
藤原道隆	32	懷仁	花山	永観2 984	従三位 非参議 右中將	寛和2 986	従三位 非参議 右中將	践祚	懷仁外戚
藤原公季	30	居貞	一条	寛和2 986	正三位 参議 侍従、近江	永祚1 989	正三位 権中納言	転任	大夫に転任
藤原誠信	26			永祚1 989	正四位下 参議 侍従、紀伊権	長保3 1001	従三位 参議 (備後権、美濃権、別当)、左衛、近江権	死去	権亮からの転任
藤原懷平	51			長保5 1003	従三位 参議	寛弘4 1007	正三位 参議 (美作)、左兵、別当、伊予権	転任	大夫に転任
藤原頼通	16			寛弘4 1007	従三位 非参議 左中將	寛弘8 1011	従二位 権中納言 左衛	践祚	左大臣道長子
藤原頼通	20	敦成	三条	寛弘8 1011	従二位 権中納言 左衛	長和5 1016	正二位 権大納言 左大将	践祚	
藤原通任	44	敦明	後一条	長和5 1016	従三位 参議 修理大夫、備前	寛仁1 1017	従三位 参議 修理大夫	その他	皇太子辞退 敦明外戚
藤原公信	41	敦良		寛仁1 1017	従三位 参議 美作権	万寿3 1026	従二位 権中納言 (右兵、備中権、別当)、左兵	死去	

源師房	17			万寿3 1026	従三位 権中納言	長元9 1036	正二位 権大納言 (左衛)	踐祚	摂関頼通養子
源師房	28	親仁	後朱雀	長暦1 1037	正二位 権大納言	寛徳2 1045	正二位 権大納言 按察	踐祚	
藤原資房	39	尊仁	後冷泉	寛徳2 1045	従三位 参議 右京大夫、備後権	天喜5 1057	正三位 参議 (伊予権、周防権)	死去	
藤原兼頼	46			康平2 1059	正二位 権中納言	康平6 1063	正二位 権中納言	死去	
藤原能長	44			治暦1 1065	正二位 権中納言 右衛	治暦1 1065	正二位 権中納言 左衛、別当	転任	大夫に転任
藤原良基	46	貞仁	後三条	延久1 1069	従三位 参議	延久4 1072	従二位 参議 (周防権)、大式	踐祚	
藤原資仲	52	実仁	白河	延久4 1072	従二位 権中納言 左兵、別当、播磨権	承暦4 1080	正二位 権中納言 (右衛、左衛)	その他	太宰権帥に転任
源季宗	32			承暦4 1080	従三位 非参議	応徳2 1085	従三位 非参議	その他	皇太子死去

※『公卿補任』を参照した。「離任時の官位、官職、兼官」のうち () でくくられているのは在任中に兼官したものを表し、くくられていないものは離任時に兼任していたものである。「辞任理由」のうち、「踐祚」は皇太子の踐祚により、「死去」は皇太子の死去による。「その他」は都度備考欄で注記した。

官職凡例：左衛＝左衛門督、右衛＝右衛門督、左兵＝左兵衛督、右兵＝右兵衛督、別当＝検非違使別当、左弁＝左大弁、勘解＝勘解由長官、八省官名のみ＝八省の卿、国名のみ＝各国の守、国名＋権＝各国の権守、大式＝大宰大式、遣唐＝遣唐大使

第二節 春宮大夫の基礎的検討

(表2・3)を用いつつ春宮大夫の基本的な情報を確認する。初任時の官職に注目すると、九世紀後半までは参議が任じられていたが、一〇世紀以降になると中納言・大納言クラスの人物が散見されるようになり、寛弘四年(一〇〇七)に春宮大夫に任じられた藤原懷平以降は参議と春宮大夫との兼官がみられなくなる。令文では従四位下が官位相当であったため、九世紀までは参議の任用が多かった。しかし、一〇世紀以降は令文の官位相当から大きく上昇し、中納言以上の人物が任じられる官で定着をみる。

先行研究では兼官にも注目が集まっているが、(表2・3)の範囲内では特定の官との相関が強いとはいえない。先行研究で議論となっているのは、弁官と衛府官との兼官であった。前者は、天皇死去後しばらくのあいだ皇太子のまま政務をおこなう「皇太子臨時執政」との関連が説かれ、後者は王統分裂に伴う皇太子を起点とした政争が勃発するなか、春宮坊の「監視」や政争の鎮圧という点で重要な意味を有したといわれている。しかし、皇太子臨時執政は嘉祥三年(八五〇)の道康親王が最後で、皇太子を起点とした大規模な政争も承和の変が最後である。すなわち、九世紀中葉以降は春宮大夫と特定の官との兼任の意義が低下しているのである。そのため、特定の官との兼任が意識されなかったと考えられる。職務実態からも、特定の官との兼任の必要性はうかがえない。

さて、寛平七年(八九五)の菅原道真を初例とし、一〇世紀後半以降以降定着するのが春宮権大夫である。兼官は春宮大夫と同様で、特定の官との積極的な結びつきはない。また、春宮大夫と比べると参議や非参議での任官も確認でき、やや地位が下がっている。権官については、業務形態や権益、栄爵といった点と結びつけられ検討されてきて

いる。²⁷ 春宮権大夫の成立とその評価については次々節で検討する。
 以上、春宮大夫の基本的な点について確認したが、九世紀以前との変化が明らかであろう。そのため、従来の研究で指摘されてきた九世紀以前の特徴は一〇世紀以降にそのまま当てはめることはできず、別の検討が必要である。したがって、次節では補任者の具体的な特徴を明らかにし、前節で明らかにした活動実態とどのように関わるのかを検討する。そして、一〇世紀以降の春宮大夫の特質をどのように評価できるのかを論じる。なお、以下特筆のない限り、「春宮大夫」は春宮大夫・権大夫をあわせた語として用いる。

第三節 春宮大夫の補任傾向

まずは春宮大夫がいかなる手続きで補任されるかを確認する。春宮大夫は除目で任じられるため、厳密に言えば補任の主導権は天皇（幼帝のときは摂政）にある。しかし、周知のように、摂関や母后、父院といった天皇以外の存在も人事に関与した。この点は春宮大夫も例外ではない。

一方、除目に際しては、「本所」の関与がみられることが注目される。敦明の坊官を任じる際には、敦明の父でこのとき讓位をした三条院の「注文」が求められた。²⁸ このときは、「無^三傳・学士・少進・監署等」という状態であったというが、これは通常であれば東宮傳や春宮少進などに任じられる人物が網羅的にリスト化されていたといえる。このとき三条院はいかなる立場でリストを出したのか。中宮職の事例になるが、寛弘九年（一〇一二）に立后された藤原城子の宮司除目は、「前又随^三本宮注進^三所^レ書也」という流れで進められたとい²⁹う。立太子や立后にあたって官人を任じる際には、宮から人選リストが出されていたことがわかる。そのため、先の三条院の「注文」は、本来

皇太子の敦明自身から出されるはずのリストを父として代行したものと考えられる。

しかし、皇太子側からの推薦は必ずしも最終決定権を有していなかった。三条天皇は讓位後「注文」という形で人事に関与できたにも関わらず、讓位以前に実資に春宮大夫の任官を打診し、そして断られている。³⁰ また、正治二年（一二〇〇）に中宮官人の補任がおこなわれた際、「能^レ季朝臣又^レ不^レ被^レ任^レ亮（本所^三拳每度如^レ此、是^レ予^レ対^レ揚也、人^レ讒^レ言^レ歟）」と、本所の推薦があつたにもかかわらず藤原能季は亮に任じられなかった。³¹ 「注文」という仕組みにも関わらず、その内容が反映されないこともあつた。春宮大夫の人選を検討するにあたっては天皇や皇太子のみならず、摂関・外戚といった人物の意向も含めて考える必要がある。

それでは、具体的に春宮大夫に任じられた人物の特徴を検討する。まずは、一〇世紀以降の検討の前提として、承和の変直後の補任状況を確認する。承和の変によつて新たに立太子となった道康親王の春宮大夫は安倍安仁であつた。福井俊彦氏が指摘するように安仁は嵯峨太上天皇の院司をつとめていた。³² 続く春宮大夫の藤原良相は良房弟であるため、嵯峨皇統に近い人物が続けて任じられていることがわかる。しかし、彼らは単に嵯峨皇統に近いから任じられていたわけではない。良相に続いて大夫に任じられた平高棟は「所^レ歴官職、政尚寛容」と評されており、南淵年名は「身為^三進士^三、職経^三内外^三、稍通^三治体^三、既居^三枢要^三」と「良吏」の一人に数えられている。春宮坊を管轄する立場にあるものとして、実務能力に優れた人物であつた。安仁、良相もその能力が評価されている。³³ 嵯峨皇統に近かつたことも理由の一つであつたと思われるが、第一義的には大夫の任にたえうる能力が重視されていたと考えられる。

承和の変以前であれば、現天皇と異なる皇統の皇子が皇太子に在位していたため、「監視」や両統間の「交流」といった政治的な意味合いが強く反映されていた。しかし、直系継承の志向により、こうした政治的意味合いは薄れ、春宮坊を運営する長官としての実務能力が優先されることになった。春宮大夫は、皇太子に仕えるという政治的な要素が強い反面、実務官としての比重も大きかったのである。

しかし、宇多朝以降になると状況が一変する。すなわち、天皇やその外戚の近親・関係者の補任が目立つようになる。敦仁親王から実仁親王までに春宮大夫に任じられたのは三五人である（再任は含まない）。このうち、天皇・皇太子の外戚や摂関近親が二〇人を占めていた。天皇や摂関の側近ともいえるべき人物もみられる（菅原道真、藤原齊信など）³⁴。春宮大夫は公卿以上が任じられることになっていたため、すべての春宮大夫が近親・側近で占められてはいないが、条件が整えば積極的に志向されていたと考えられる³⁵。

こうした傾向はどのように評価できるか。まずは近親・側近を介した皇太子との関係構築や次代の天皇の囲い込みといった政治史的側面からの評価が想定できる。しかし、九世紀以前に職能的役割にたえる人物が配置されていたことを念頭に置くと、必ずしも政治的な側面に収斂されない意義が存在したと考えられる。ここで参考としてあげられるのが、天慶七年（九四四）に皇太子成明親王の大夫をつとめていた藤原師輔の事例である。『九条殿記』天慶七年閏一二月二日条には「東宮荷前例、専無^二所見^一、又不^レ載^二宮式^一、仍大夫執^二申事^一由於大政殿下、所^二議定^一也、具由見^二東宮雜事日記^一」とみえる。荷前儀の準備にあたり師輔は、「宮式」にみられず過去の所見も見当たらなかったため、父で関白であった忠平と協議した。

ここで注目すべきは、忠平が春宮大夫の父であるとともに、皇太子

成明親王の外叔父でもあったことである。すなわち、忠平は外戚として皇太子を擁立する立場にあった。春宮坊務を適切に執行し、皇太子を無事に即位まで導くことは、擁立する側の忠平にとっても課題の一つであったと考えられる。そこで、子の師輔を春宮大夫に配することで大夫との接点を確保し、必要に応じて助言・補佐をおこなうことで間接的に春宮坊運営に関与した。そして、皇太子を無事に即位に導くための一手立てとしたのである³⁶。また、経済的奉仕の融通性を高める意義も存在したであろう。春宮大夫に近親や側近を配置することは、単に皇太子との関係構築や昇進といった政治的意義のみならず、実務・職能的な意義も存在したのである。

第四節 春宮権大夫の常置

前節までで、春宮大夫の実務官としての側面を明らかにしてきた。本章の最後に本節では春宮権大夫の定着について検討する。先にも触れたように、権大夫は寛平七年（八九五）の菅原道真を初例とし（大夫は藤原時平）、一〇世紀後半以降定着する。道真の補任については、当時の宇多天皇による道真への信頼と、皇太子敦仁親王即位後、時平とともに新天皇を輔弼させることを視野に入れた³⁷、文字通り「かりに」大夫相応のポジションにつけたものと考えられる。したがって制度上の画期は、基本的に在任が連続するようになる一〇世紀後半にあったといえる。なぜこの時期に権大夫は常置されるようになったか。

ここで注目すべきは、一〇世紀後半は春宮坊組織や財政においても転換点となっていたことである。田原光泰氏によると、一〇世紀後半から一一世紀初頭までに春宮坊の組織再編がおこなわれたという。また、小原嘉記氏は円融朝から坊官に受領を兼ねる人物を配することが

本格的に展開していくことを指摘した³⁸⁾。詳細は別稿を期したいが、令制的な春宮坊運営が行き詰まりをみせるなかで、一〇世紀後半に財政・組織構造の再編がおこなわれたと考えられる。

春宮権大夫の常置が同時期から始まることも無関係ではないと考えられる。本章で明らかにしたように、大夫は春宮坊財政の一部を負担することがあった。また、「所」や年中行事の担当者割り当てるにあたり、大夫の参加と判断が求められた。一〇世紀後半の春宮坊の組織・財政構造の転換に伴い、春宮坊の長官である大夫の意義が深まったのである。こうした流れに対応して、大夫の活動を制度的に補強する目的から、権大夫が恒常的に置かれるようになったと考えられる³⁹⁾。

本章では春宮大夫の活動実態・補任傾向とその意義を論じてきた。大夫には、春宮坊の長官として職能的・経済的な活動が求められていた。一〇世紀以降の補任傾向は、皇太子を擁立する側である天皇や摂関が自身の関係者を大夫に据えることで、春宮坊の運営を間接的に統制・支援し、皇太子を無事に即位へ導くための実務的・職能的な手立てとして機能させる目的があったと理解される。職務上大夫と皇太子とが接する機会が多くなるため、政治的な関係構築の意図が皆無であつたとはいえないが、それもあくまで大夫としての職務を前提としたものであることに注意が必要である。春宮大夫は名譽職として名目的に皇太子に連なる官ではなく、春宮坊の長官としての職能的役割が求められており、それに基づいた政治的意義を帯びていたのである。

第二章 春宮亮・進の実務と任用

第一節 春宮亮・進の活動実態

続いて、亮・進について検討する。まずは活動実態を明らかにする。大夫と同じく古記録や儀式書などからは多くの活動実態をうかがうことができるが、重要と考えられる二点に絞り検討を進めたい。

(1) 儀式の準備・運営

栗山圭子氏が指摘するように、院宮においては「分配」と呼ばれる、各行事の担当者をあらかじめ決めておくことがおこなわれた⁴⁰⁾。史料上「奉行」として現れる各行事の担当者は、亮・進クラスの人物で占められる。ここで、担当者に割り当てられた人物の具体的な動きを、寛喜三年(一一三二)に皇太子秀仁親王(四条天皇)の春宮権大進に任じられた藤原経光の日記『民経記』から確認する⁴¹⁾。

経光はこの年の一月三日におこなわれる梅宮祭の奉行を担当した。当初の奉行は亮平有親であつたが、祭の二日前に変更となった。一月一日条には「奉行宮司可_二催具_一事」として、「奉行藏人・使・小使・宮主・陪膳人・役送人・奉抱人(傳、大夫、或権大夫)・神馬二疋・御襖御座(案・葉薦・御幣・宮主座・使座)・御湯帷等也」が記される。今回特に問題となったのは、祭使と神馬である。

使の人選はすでに亮有親によって完了していた。しかし、本来六位の進がつとめるべきものを今回は「別仰」によって「大夫進」(五位の進)が担当することになったという。経光は「六位進勤仕尤可_レ宜敷」^(九条道家)と疑念を示しつつ引き継いだ。結局二日には、使が「大殿仰」によって変更となった。大夫の指揮監督同様、故実を把握しておく必要のあつたことがうかがえる場面である。

今回大きな問題となったのは、主馬舎人の混乱であった。主馬舎人は春宮坊被官組織である主馬署に属する舎人で、祭に際しては神馬とともに杜へ下向することになっていた。しかし、主馬舎人が「不^レ給^二装束^一之間難^レ参」とボイコットの姿勢を示した。対して経光は、亮有親や関白九条教実に支援を求めながら、祭当日にいたってようやく主馬舎人の承諾を引き出した。注目すべきは、経光のみの説得では埒があかなかったことである。主馬首であった中原行範は「関白殿專一者」と称されている⁽⁴⁶⁾。組織的に主馬署は春宮坊の配下にあったが、そこに任じられる人物には組織を超越した個人的な諸関係が存在した。奉行に割り当てられた人物は、そうした関係を考慮しつつ、儀式に必要な物品や人員の確保にあたる必要があった。

なお、梅宮祭に必要なものは神馬のみではない。早速より東宮藏人藤原宗定に指示を出しながら設営を進めさせていた。様々な準備と並行しながら主馬舎人の問題に対応しなければならなかったのである。担当奉行の器量が求められていたことが確認できよう。前章でも触れたが、儀式は皇太子としての権威や官人らとの秩序関係を表象するものである。その適切な運営にあたつて亮・進に求められたのは、必要なものを周囲の人々と連携をしながら適切に準備することであった。

以上みてきたのは一三世紀の事例であるが、こうした実態はどこまで遡ることができるか。栗山氏が指摘するように、「分配」はその呼称から朝廷でおこなわれていた公事分配に範をとっていることは確実であろう⁽⁴⁸⁾。公事分配は一〇世紀後半ごろに成立したと明らかにされている⁽⁴⁹⁾。したがって、院宮における分配も一〇世紀後半前後で成立したと考えられる。右でみたような「奉行」としての役割も、同時期ごろから発生したものである。

また、亮・進に割り当てられた役割として「所」の別当があった。

「所」は家政機関内に付属した個別組織で、「御服所」・「御業所」のように、その名にちなんだ役割を担った⁽⁴⁵⁾。亮・進は「所充」と呼ばれる行事によつて各「所」の「別当」として割り当てられた。「所」としての役目を果たせない場合、それは「御季所勤也、而亮対捍云々」というように、別当の責任として非難されることもあった⁽⁴⁶⁾。家政機関内に設けられた「所」は一〇世紀前半から確認でき、院宮の所充も『九条殿記』天慶七年（九四四）九月一四日条が史料上の初見である。そのため、亮・進が所の別当となる体制も一〇世紀前半ごろから整えられたと考えられる。

そのほかの行事・儀式においても、現場レベルで実務をおこなう事例は多々確認できる。それらも単に儀礼的に参加しているわけではなく、実働を伴ったものであった⁽⁴⁷⁾。そのため、「件儀非^二先例^一、宮亮等未熟歟云々」というように⁽⁴⁸⁾、トラブルを生じさせた場合は実務的な批判の対象にもなった。当然、九世紀以前にも儀式準備や春宮坊運営などの場面において、亮・進の実務的役割は存在したが⁽⁴⁹⁾、一〇世紀以降、その役割は拡大していったのである。

（2）経済的奉仕

大夫と同様に、亮・進による経済的奉仕の実態も確認できる。恒常的な行事において用途不足が生じた際、「少々事者、亮可^二沙汰^一事歟」と、亮の補填が期待されることもあった。また、後述するように一〇世紀後半以降受領を兼ねる人物が坊官に任じられることが多くなるとともに、亮・進による経済的奉仕を補強するものとして評価できる。

なお、これらの亮・進による経済的奉仕も、大夫と同様に多大な負担を伴うものであった。諸社祭においては皇太子からも使が発遣され

た。この使は新制による規制の対象となつていよう、過差が大きな問題であつた。^{⑤1} 度重なる禁制にもかかわらず、発遣主体は自己の威信を示すため装束を豪勢に繕つたのである。しかし、それゆえ準備を担う側の負担は増大した。寛元二年（一二四四）に中宮の賀茂祭使を担当した平時継は、装束故実などを平経高に相談していた。^{⑤2} 対して経高は、「予少々相計了」と若干の補助をおこなつた。^{⑤3} これも前章で述べた藤原隆家の場合と同様で、相互扶助の一環と理解される。経済的奉仕が坊官の負担としてのしかかつていたことがうかがえる事例である。

以上、二項目にわけて亮・進の活動実態を明らかにしてきた。これからうかがえるのは、大夫同様亮・進も、実務的・経済的役割が求められていたため、人選に慎重な判断が必要だったことである。それでは、実際に亮・進にはいかなる人物が任じられていたか。節を改め検討する。

第二節 春宮亮・進の補任傾向

（表4・5）を参考に亮・進にどのような人物が任じられていたかを検討する。その前に、表について説明しておきたい。この表は史料上確認できる亮・進と初任時の官位、極位極官、父の極位極官、受領・摂関家家司との兼帯関係などをまとめたものである。表の作成にあたっては、福井俊彦氏の考証に大きく支えられたが、^{⑤4} 諸史料のさらなる精査を通して適宜修正・補入を加えている。

しかし、総体的な把握は依然として困難である。大夫は基本的に公卿が任じられるため、『公卿補任』を中心にある程度補任実態を把握できるのに対し、亮・進は公卿ではない人物が任じられることにより、『公卿補任』のような指針となる史料が存在しないからである。

公卿になることで『公卿補任』にその官歴が記されたり、除目の結果を精力的に記録する古記録があればともかく、多くの事例は断片的に記主周辺に現れる亮・進を拾い上げることになる。すると、補任時期や当時の官位などを正確に把握することが困難なのである。そのため、（表4・5）は亮・進の全容を明らかにしたのではなく、あくまで傾向の分析に資するためのものであることに留意が必要である。

それでは、実際に補任者の検討をおこなう。福井氏は網羅的な検討から外戚・摂関の関係者が多く坊官に任じられていたことを明らかにし、坊官の重要性を説くとともに、「藩邸の旧臣体制」は外戚の地位に立脚した「摂関体制」に組み込まれていたと論じた。^{⑤5} 福井氏の論考は坊官の考証という点で大きな意義を有するが、その分析には従えない点もある。そのため、（表4・5）を用いながらあらためて検討したい。

まずは承和の変直後の時期を対象にする。特筆すべきは、同時期においても「藩邸の旧臣」というべき人物が存在することである。その代表は藤原良仁である。良仁は藤原良房の弟であり、福井氏もその関係から坊官に任じられたとする。しかし、良仁の薨伝である『日本三代実録』貞観二年（八六〇）八月五日条の「文徳天皇在_レ儲、承和十年徴為_二蔵人_一、俄而除_二主蔵正_一、遷為_二春宮大進_一」を素直に読めば、良房との縁故は関係なく、当時皇太子であつた道康（文徳天皇）の意向が強く反映されての登用であつたと理解すべきである。主蔵正は春宮坊の被官組織の一つである主蔵監の長官であるから、良仁は東宮蔵人として道康に仕えた後、坊内の官職として主蔵正を得た。以後大進↓亮と内部昇進を重ねて立身を遂げていった。「急激」な昇進とはいえないが、春宮坊官人を出身基盤としている点では、藩邸の旧臣に通ずる要素が認められる。ほかに、藤原良繩や藤原山陰が皇太子官人

表4 9世紀中葉から11世紀末までの春宮亮

皇太子	天皇	坊官	人物	任官年	任官時 官位	特徴	極位極官	父(極位極官)	典拠	備考
道康	仁明	亮	藤原諸成	承和9 842	従五位上	文人	従四位下	藤原助川 正六位上	『続日本後紀』 承和9年8月乙丑条	
			藤原氏宗	承和15 848	正五位下	文人 藏人	正三位 右大臣	藤原葛野麻呂 正三位 中納言	『続日本後紀』 承和15年2月甲辰条	
			藤原良仁	嘉祥2 849	従五位下	藩邸	従四位下	藤原冬嗣 正二位 左大臣	『続日本後紀』 嘉祥2年2月壬子条	
惟仁	文徳	亮	藤原冬緒	嘉祥3 850	従五位下	文人	正三位 大納言	藤原豊彦 従五位下	『文徳天皇実録』 嘉祥3年11月25日条	
			藤原良繩	斉衡1 854	従五位下	藩邸	正四位下 参議	藤原大津 正五位下	『文徳天皇実録』 斉衡元年8月庚辰条	
			南淵年名	天安1 857	正五位下	文人 藏人	正三位 大納言	南淵永河 正四位下	『文徳天皇実録』 天安元年9月甲辰条	
			藤原興邦	天安2 858	従五位下	尉	従四位下	藤原常嗣 従三位 参議	『文徳天皇実録』 天安2年3月甲戌条	
		権亮	南淵年名	斉衡3 856	従五位上	—	—	—	『文徳天皇実録』 斉衡3年10月辛卯条	
			南淵年名	天安2 858	従四位下	—	—	—	『文徳天皇実録』 天安2年5月辛巳条	
貞明	清和	亮	藤原門宗	貞観11 869	従五位下		従四位上	藤原濱雄 従五位下	『日本三代実録』 貞観11年2月己丑条	
敦仁	宇多	亮	菅原道真	寛平5 893	従四位下	文人 藏人	従二位 右大臣	菅原是善 従三位 参議	『御産部類記』所収 『本朝世紀』寛平5年4月 2日条	
			藤原敏行	寛平7 895	正五位下	藏人	従四位上	藤原富士麻呂 従四位下	「三十六人歌仙伝」	
		権亮	藤原敏行	寛平7 895	正五位下	—	—	—	「三十六人歌仙伝」	
保明	醍醐	亮	藤原菅根	延喜4 904	従四位下	文人 藏人	従四位上 参議	藤原良尚 従四位上	『扶桑略記』延喜4年2月 10日条	
			藤原清貫	延喜8 908	正五位下	文人 藏人	正三位 大納言	藤原保則 従四位上 参議	『公卿補任』延喜10年項	
			源悦	延喜8 908	従五位上		従三位 参議	源弘 正三位 大納言	『公卿補任』延喜19年項	
			藤原恒佐	延喜11 911	正五位下	藏人	正三位 右大臣	藤原良世 従二位 左大臣	『公卿補任』延喜15年項	
			藤原邦基	延喜15 915	正五位下	文人 昇殿	従三位 中納言	藤原良世 従二位 左大臣	『公卿補任』延喜21年項	
			平伊望	延喜21 921	従四位下	文人 藏人	従三位 大納言	平惟範 従三位 中納言	『公卿補任』延長5年項	
慶頼	亮	亮	藤原枝良	延喜6 906	従四位下		従四位上 参議	藤原春津 従四位上	『公卿補任』延喜13年項	
			平時望	延喜23 923	従四位下		従三位 中納言	平惟範 従三位 中納言	『公卿補任』延長8年項	
			藤原伊衡	延長3 925	従四位下	藏人	正四位下 参議	藤原敏行 従四位上	『公卿補任』承平4年項	
成明	朱雀	亮	源兼忠	天慶7 944	従四位下	昇殿	正四位下 参議	貞元親王 四品 上野太守	『公卿補任』天曆8年項	中宮権大夫との兼任
		権亮	平随時	天慶7 944	従四位下		正四位下 参議	雅望王 従四位上 左馬頭	『公卿補任』天曆2年項	
憲平	村上	亮	源雅信	天曆4 950	従四位上	藏人	従一位 左大臣	敦実親王 一品	『御産部類記』所収 『外記日記』天曆4年7月 23日条	
			藤原兼通	天徳4 960	従四位下	北家	従一位 関白 太政大臣	藤原師輔 正二位 右大臣	『西宮記』巻2除目	
			藤原兼家	康保4 967	従四位下	北家	従一位 摂関 太政大臣	藤原師輔 正二位 右大臣	『公卿補任』安和元年項	
		権亮	藤原有相	天曆4 950	従四位下	藏人	正四位下 参議	藤原恒佐 正三位 右大臣	『御産部類記』所収 『外記日記』天曆4年7月 23日条	
			源延光	天曆8 953	従四位下		従三位 権大納言	代明親王 四品	『公卿補任』康保3年項	
			藤原伊尹	天曆10 955	従四位下	北家	正二位 摂政 太政大臣	藤原師輔 正二位 右大臣	『公卿補任』天徳4年項	
			藤原斉敏	康保3 966	従四位下		従三位 参議	藤原実頼 従一位 摂関太政大臣	『公卿補任』康保4年項	
守平	冷泉	亮	源忠清	康保4 967	従四位下		正三位 参議	有明親王 三品	『公卿補任』天禄4年項	
		権亮	藤原兼家	康保4 967	従四位下	北家	従一位 摂関 太政大臣	藤原師輔 正二位 右大臣	『公卿補任』安和元年項	
			藤原濟時	安和2 969	従四位上	北家	正二位 大納言	藤原師尹 正二位 左大臣	『公卿補任』安和2年項	

師貞	円融	亮	藤原済時	安和2 969	従四位上	北家	正二位 大納言	藤原師尹 正二位 左大臣	『公卿補任』安和2年項		
			源惟正	安和2 969	従四位下	受領	従三位 参議	源相職 従四位下	『公卿補任』天延2年項	播磨	
			藤原義孝	天延2 974	正五位下	北家	正五位下	藤原伊尹 正二位 摂政太政大臣	『親信卿記』天延2年4月 10日条		
			藤原時光	天延2 974	従五位上	北家	従二位 中納言	藤原兼通 従一位 関白太政大臣	『公卿補任』貞元元年項		
			藤原義懐	貞元2 977	正五位下	北家	従二位 権中納言	藤原伊尹 正二位 摂政太政大臣	『公卿補任』永観2年項		
			権亮	藤原為光	安和2 969	従四位上	北家	従一位 太政大臣	藤原師輔 正二位 右大臣	『公卿補任』天禄元年項	
				藤原国章	?	?	文人	従三位	藤原元名 正四位下 参議	『親信卿記』天延2年12 月7日条所見	妹が兼家室
			藤原高遠	貞元1 976	正五位下		正三位	藤原斉敏 従三位 参議	『中古歌仙三十六人伝』		
懷仁	花山	亮	藤原安親	永観2 984	従四位下		正三位 参議	藤原中正 従四位上	『公卿補任』永延元年項	娘が兼家室で 兼家ら母	
		権亮	源時中	寛和2 986	従五位上		従二位 大納言	源雅信 従一位 左大臣	『公卿補任』貞元元年項	室に安親女	
居貞	一条	亮	源正清	正暦3 992	正四位下	受領	正四位下	有明親王 三品	『小右記』正暦3年正月 20日条	摂津	
			藤原通任	長徳2 996	従四位下		正三位 権中納言	藤原済時 正二位 大納言	長徳二年大問書		
		権亮	藤原誠信	寛和2 986	従四位上		従三位 参議	藤原為光 従一位 太政大臣	『公卿補任』永延2年項		
			源正清	?	?	受領	—	—	『小右記』永延2年8月19 日条所見	摂津	
			藤原有国	永延3 989	正四位下	家司	従二位 参議	藤原輔道 正五位下	『公卿補任』正暦元年項		
			藤原陳政	?	?	受領	正四位下	藤原安親 正三位 参議	『権記』長徳3年10月1日 条所見	備中	
			高階業遠	?	?	家司 受領	従四位上	高階敏忠 従五位上	『権記』寛弘5年6月4日 条所見	丹波	
			源頼光	?	?	受領	正四位下	正四位下	『権記』寛弘8年4月18日 条所見		
敦成	三条	亮	藤原知章	寛弘8? 1011	?	家司 受領	正四位下	藤原元名 正四位下 参議	『御堂関白記』 寛弘8年10月10日条所見	近江	
			藤原経通	長和3 1014	正四位下		正二位 権中納言	藤原懷平 正二位 権中納言	『公卿補任』寛仁3年項	敦成親王家別 当、中宮(藤原 妍子)権亮	
		権亮	藤原道雅	寛弘8 1011	従四位上		従三位	藤原伊周 正二位 内大臣	「中古歌仙三十六人伝」	「道雅依母后 (藤原彰子)恩 不去中將」(『小 右記』長和5年2 月16日条)	
敦明	後一条	亮	藤原周頼	長和5? 1016	?		従四位下	藤原道隆 正二位 摂関内大臣	『小右記』長和5年2月19 日条所見		
敦良		亮	藤原惟憲	寛仁1 1017	正四位下	受領	正三位	藤原惟孝 従五位上	『立坊部類記』所収 『外記日記』寛仁元年8 月9日条	近江、播磨	
			藤原泰通	治安1 1021	正四位下	受領	正四位下	藤原惟孝 従五位上	『小右記』治安元年8月 29日条	播磨	
			源行任	?	?	受領 力	正四位下	藤原高雅 従四位下	『日本紀略』長元7年7月 18日条所見	受領を歴任	
権亮		藤原公成	寛仁1 1017	正四位下	受領	従二位 権中納言	藤原実成 正二位 中納言	『立坊部類記』所収 『外記日記』寛仁元年8 月9日条	備前		
		藤原良頼	万寿4 1027	従四位下		正三位 権中納言	藤原隆家 正二位 中納言	『小右記』万寿4年3月16 日条	倫子・脩子御給		
親仁	後朱雀	亮	藤原隆佐	長暦1 1037	正四位下	受領	従三位	藤原宣孝 正五位下	『公卿補任』康平2年項	近江	
		権亮	藤原通基	長暦1 1037	従四位上		従三位	藤原教通 従一位 関白太政大臣	『公卿補任』長暦3年項	敦良・倫子御給	
			藤原行経	長暦3 1039	正四位下		従二位 参議	藤原行成 正二位 権大納言	『春記』長暦3年閏12月 20日条	上東門院・藤原 成子御給	
尊仁	後冷泉	亮	藤原保家	?	?		正四位下	藤原公信 従二位 権中納言	『春記』永承5年3月15日 条所見		
			藤原良基	康平7 1064	従四位下		従二位 参議	藤原良頼 正三位 権中納言	『公卿補任』治暦4年項	皇太后宮(禎子 内親王)亮から の転任	
		権亮	源資綱	寛徳2 1045	正四位下		正二位 中納言	源顕基 従三位 権中納言	『公卿補任』永承6年項		
			藤原資仲	永承7 1052	従四位上		正二位 権中納言	藤原資平 正二位 大納言	『公卿補任』治暦4年項		
貞仁	後三条	亮	藤原経平	延久1 1069	?		従三位	藤原経通 正二位 権中納言	『土右記』延久元年4月 29日条所見		
		権亮	源師忠	延久1 1069	正四位下		正二位 大納言	源師房 従一位 右大臣	『公卿補任』承保元年項		

実仁	白河	亮	平經章	?	?		從四位上	平範国 正四位下	『水左記』承保4年8月29日死去	
			藤原忠綱	?	?	受領	正四位下	藤原頼通 從一位 摂関太政大臣	『帥記』永保元年10月17日条所見	近江
			藤原公定	永保3 1083	正四位下		正三位 参議	藤原経家 正三位 権中納言	『公卿補任』応徳3年項	
			権亮 藤原公定	延久4 1073	從四位上		—	—	『公卿補任』応徳3年項	

※極位極官や血縁関係は基本的に『公卿補任』、『尊卑文脈』を参照。「特徴」欄のうち、「藩邸」は藩邸の旧臣、「文人」は文人官僚、「尉」は衛門尉からの補任、「家司」は摂関家家司、「受領」は受領兼任、を意味する。受領は備考欄で国名を明記した。また、「特徴」・「極位極官」欄の「—」は、同皇太子の在位中に別の坊官を歴任しているため省略したものである。そのほかの特徴は備考欄参照。

表5 9世紀中葉から11世紀末までの春宮大進・少進

皇太子	天皇	坊官	人物	任官年	任官時 官位	特徴	極位極官	父(極位極官)	典拠	備考
道康	仁明	大進	藤原良仁	承和10以降 843	?	—	—	—	『日本三代実録』 貞観2年8月5日条	承和の変で処 罰
			藤原正峯	?	正六位上?		従五位下	藤原貞本 正五位下	『続日本後紀』 嘉祥2年11月25日条所見	
		少進	藤原冬緒	承和13 846	?	文人 藏人	正三位 大納言	藤原豊彦 従五位下	『公卿補任』 貞観11年項	
惟仁	文徳	大進	藤原広基	斉衡1 854	従五位下		従四位上	藤原助川 正六位上	『文徳天皇実録』 斉衡元年9月乙巳条	
			藤原興邦	天安2 858	従五位下	—	—	—	『文徳天皇実録』 天安2年閏2月壬子条	
			藤原山蔭	天安2 858	?	藩邸 尉	従三位 中納言	藤原高房 正五位下	『公卿補任』元慶3年項	
		少進	藤原家宗	嘉祥3 850	?	文人	従三位 参議	藤原演雄 従五位下	『公卿補任』貞観13年項	
貞明	清和	大進	藤原清経	貞観11 869	従五位下	尉	従三位 参議	藤原長良 従二位 権中納言	『日本三代実録』 貞観11年2月己丑条	
			少進	藤原有徳	貞観16 874	?	藩邸 藏人	従三位 中納言	藤原直道 従五位上	
			在原友于	貞観17 875	?		正四位下 参議	在原行平 正三位 中納言	『公卿補任』昌泰3年項	
敦仁	宇多	大進	藤原敏行	寛平5 893	正五位下	—	—	—	『御産部類記』所収『本朝 世紀』 寛平5年4月2日条	藏人
			藤原定国	寛平7 895	従五位下	藏人	従三位 大納言	藤原高藤 正三位 内大臣	『公卿補任』昌泰2年項	
		少進	藤原定国	寛平5 893	従五位下	—	—	—	『御産部類記』所収『本朝 世紀』 寛平5年4月2日条	
保明	醍醐	大進	藤原枝良	延喜4 904	正五位下		—	—	『扶桑略記』延喜4年2月10日条	太皇太后宮 (藤原明子)の 少進・亮
			平伊望	延喜6-8 906-908	従五位下	—	—	—	『異本公卿補任』天慶2年項	
		少進	藤原良忠	延喜4 904	?		?	藤原生丘? 従五位下	『扶桑略記』延喜4年2月10日条	
			藤原忠門	延喜4 904	?		従五位下?	藤原有貞? 従四位下	『扶桑略記』延喜4年2月10日条	
慶頼		大進	藤原忠文	延喜23 923	従五位上		正四位下 参議	藤原枝良 従四位上 参議	『公卿補任』天慶2年項	
寛明		大進	某忠幹	?	?		?	?	『扶桑略記』 延長6年8月9日条所見	
	少進	某仁鑒	?	?		?	?	『扶桑略記』 延長6年8月9日条所見		
成明	朱雀	大進	藤原有相	天慶7 944	従五位上		正四位下 参議	藤原恒佐 正三位 右大臣	『公卿補任』天曆9年項	
憲平	村上	大進	藤原遠規	天曆4 950	従五位下		正五位下	藤原治方 正五位下	『御産部類記』所収『外記 日記』 天曆4年7月23日条	
			藤原時柄	?	?	家司	従五位下	藤原三仁 従五位下	『東宮御元服部類記』所収 『不知記』応和3年2月28日 条所見	
		少進	藤原守忠	天曆4 950	正六位上	家司	従五位下	藤原有聲 従五位下	『御産部類記』所収 『外記日記』天曆4年7月23 日条	
			某公明	?	?		?	藤原有実? 正三位 参議	『東宮御元服部類記』所収 『不知記』応和3年2月28日 条所見	
			藤原貞雅	?	?		?	藤原興方 従五位上	『東宮御元服部類記』所収 『不知記』応和3年2月28日 条所見	

守平	冷泉	大進	源惟正	康保4 967	従五位上	受領	従三位 参議	源相職 従四位下	『公卿補任』天延2年項	播磨
		権大進	藤原安親	安和2 969	正五位下		正三位 参議	藤原中正 従四位上	『公卿補任』永延元年項	妹に兼家室
師貞	円融	大進	藤原時光	天禄3 972	従五位下	受領	—	—	『公卿補任』貞元元年項	甲斐
			源教忠	?	?		?	?	『小右記』万寿元年2月4日 条に天元五年2月春日祭 使勤仕の例が引用	
		権大進	藤原為頼	安和2 969	正六位上?		従四位下	藤原雅正 従五位下	『為頼集』	
		少進	藤原為頼	天延1 973	従五位下		—	—	『為頼集』	
		※進は確認できず。								
懷仁	花山	※進は確認できず。								
居貞	一条	大進	高階業遠	?	?	家司 受領	—	—	『小右記』 寛弘2年2月3日条所見	丹波
			源頼光	?	?	受領	—	—	『権記』長徳3年8月1日条 所見	『日本紀略』永 延2年9月16日 条にも大進と して所見あり。 美濃
			藤原知光	?	?		正四位下	藤原為昭 従四位下	『御産部類記』所収『不知 記』 寛弘5年9月11日条所見	敦成親王家別 当
		権大進	藤原陳政	?	?	受領	—	—	『小右記』 永祚元年5月8日条所見	伊賀
			源頼光	正暦3 992	?	受領	—	—	『小右記』正暦3年正月20 日条	備前
			大江景理	?	?		従四位下	藤原通理 正五位下	『権記』 長保2年12月2日条所見	
		少進	高階業遠	?	?	家司 受領	—	—	『権記』 長保3年4月20日条所見	
			藤原尚忠	?	?		?	藤原元方 正三位 大納言	『権記』 寛弘元年正月5日条所見	
			源道成	?	?		正四位下	源則忠 従三位	『権記』 寛弘6年4月24日条所見	
敦成	三条	大進	橘則隆	寛弘8? 1011	?	家司	正四位下	橘敏政 正五位下	『小右記』 寛弘8年8月11日条所見	
敦明	後一条	大進	菅原忠貞	長和5? 1016	?		従四位上	菅原為紀 従四位下	『小右記』 長和5年2月19日条所見	
敦良		大進	藤原惟任	寛仁1 1017	従五位上		従四位下	藤原頼明 従四位下	『立坊部類記』所収 『外記日記』寛仁元年8月9 日条	
			橘義通	?	?		正四位下	橘為義 正四位下	『小右記』 治安元年7月25日条所見	
			源懷信	?	?		正五位下	源兼業 従五位下	『小右記』 治安元年12月26日条所見	
			藤原範基	?	?		従四位下	藤原高扶 正五位下	『小右記』 万寿2年12月22日条所見	
			高階成章	万寿4 1027	従五位上	受領	正三位	高階業遠 正四位下	『公卿補任』天喜3年項	肥後
			藤原隆佐	長元4 1031	正五位下		従三位	藤原宣孝 正五位下	『公卿補任』康平2年項	
		権大進	藤原章信	寛仁1 1017	従五位上	家司	正四位下	藤原知章 正四位下	『立坊部類記』所収 『外記日記』寛仁元年8月9 日条	
			高階成行	万寿4 1027	?		?	高階業遠 正四位下	『小右記』万寿4年3月16日 条	
			藤原泰憲	長元4 1031	従五位下		正二位 権中納言	藤原泰通 正四位下	『公卿補任』治暦元年項	中宮(姫子)権 大進を歴任
		少進	源懷信	寛仁1 1017	従五位下	受領	—	—	『立坊部類記』所収 『外記日記』寛仁元年8月9 日条	摂津
			藤原範基	?	?		—	—	『小記目録』 万寿2年4月22日条所見	中宮(藤原姫 子)少進歴任
		権少進	藤原資国	寛仁1 1017	正六位上		正五位下	藤原善理 従四位上	『立坊部類記』所収 『外記日記』寛仁元年8月9 日条	
親仁	後朱雀	大進	なかのり	長暦1 1037	?		?	?	『栄花物語』巻34	
		権大進	高階成章	長暦1 1037	正五位下		正三位	高階業遠 正四位下	『公卿補任』天喜3年項	
		少進	藤原定基	?	?		?	?	『春記』長暦3年12月23日 条所見	
尊仁	後冷泉	大進	橘義清	?	?		正五位下	橘義通 正四位下	『定家朝臣記』 天喜5年2月2日条所見	中宮(藤原姫 子)少進歴任
			藤原俊経	?	?	家司	?	?	『定家朝臣記』 康平3年7月17日条所見	

		権大進	藤原隆経	?	?		正四位下	藤原頼任 従四位上	『定家朝臣記』 天喜元年6月15日条所見	
		少進	橘経成	?	?		?	?	『土右記』 永承元年11月21日条所見	
貞仁	後三条	※進は確認できず。								
実仁	白河	権大進	源有宗	延久4? 1072	?	受領	従四位上	源資定 正四位下	『勘例』	和泉、陽明門 院司
		少進	藤原惟輔	?	?		従五位上	藤原惟任 従四位下	『水左記』 承保4年10月30日条所見	
			藤原有定	永保1 1081	従五位下		従五位上	藤原実綱 正四位下	『水左記』永保元年8月8日 条	

※極位極官や血縁関係は基本的に『公卿補任』、『尊卑文脈』を参照。「特徴」欄のうち、「藩邸」は藩邸の旧臣、「文人」は文人官僚、「尉」は衛門尉からの補任、「家司」は摂関家家司、「受領」は受領兼任、を意味する。受領は備考欄で国名を明記した。また、「特徴」・「極位極官」欄の「一」は、亮の任官も含め同皇太子の在位中に別の坊官を歴任しているため省略したものである。そのほかの特徴は備考欄参照。

の実績をもとにした昇進という点で注目される。⁵⁶⁾

一方、同時期の亮・進構成に大きな潮流を形成しているのが、「文人官僚」の補任である。すでにこれまでの研究において、大学で学んだ文人の昇進ルートの一つとして坊官が多かったことが指摘されているが、亮・進の全体的な構成比率においても文人の占める割合の-highいことが注目されよう。これは、知識や実務能力を備えた人物を抜擢する「良吏政治」の一環と理解できる。⁵⁸⁾ 春宮坊運営においても良吏の果たす役割が大きかった。

もう一点、衛門少尉↓大尉を歴任した人物が春宮大進に任じられている傾向も指摘しておきたい（藤原興邦、山陰、清経）。衛門尉は護衛や追捕を職掌としており、検非違使との兼官が多いなど武官的性格の色濃い官である。⁵⁹⁾ 彼らはなぜ坊官に任じられたか。ここで想起されるのは、皇太子付きの武力として配されていた帯刀舎人であ

る。天安元年（八五七）には帯刀舎人が二〇人から三〇人に増員されているが、笹山晴生氏は皇太子惟仁の対抗勢力として存在した異母兄惟喬親王を意識してのものであったと述べる。⁶⁰⁾ 興邦・山陰の補任が天安二年であったことを踏まえると、同様の文脈で理解すべきと考えられる。惟仁・貞明は、それ以前の立太子とは大きく異なり、生後一年足らずで皇太子に立てられていた。⁶¹⁾ 特に「三超之謠」が残されるように、⁶²⁾ 惟仁の立太子に否定的な人々も存在したことが推察される。当時皇太子惟仁の置かれた立場は緊張感に満ちたものであったと考えられる。そこで、帯刀舎人の増員と合わせて衛門尉経験者を坊官に配置し、武力的に皇太子の立場を強化する試みがなされたと考えられる。

以上、九世紀後半の亮・進の補任状況をみてきた。このようにみると、承和の変直後の亮・進の構成は、「摂関体制に組み込まれていた」として外戚・摂関との関係に注視するよりも、皇太子による抜擢、良吏政治の志向を反映した文人官僚の登用、皇太子の立場に応じた衛門尉経験者の配置、の三点を特徴として指摘すべきである。たしかに同時期は摂関やミウチ政権の形成期にあたっているが、坊官の構成原理には影響を及ぼしていなかった。一方では承和の変以前の傾向も残しつつ、一方では幼皇太子の擁立という新たな状況にに応じて、坊官の選択がなされていたと考えられる。

しかし、宇多朝以降になると、右のような傾向から変化が生じる。宇多朝の皇太子敦仁親王の坊官をみると、確認できる亮・進はいずれも宇多天皇の蔵人をつとめていた。個別の人物に注目しても、菅原道真はもちろんのこと、藤原敏行は和歌を通じた宇多天皇の關係が指摘されており、⁶³⁾ 藤原定国は敦仁の外戚である。醍醐朝に立てられた三人の皇太子についても同様で、亮に任じられた人物の大半が蔵人となっていた。⁶⁴⁾ このように、九世紀以前と比べると、天皇と個人的關係

を有する人物が亮・進に目立つようになるのである。一〇世紀以降天皇を中心としたミウチ的結合が進められ、また幼帝が常態化するようになる、今度は外戚である藤原北家の人物やその家司が坊官に任じられるようになるが、これも宇多朝の転換の延長線上で理解することができよう。

宇多朝といえば、藏人所や内廷経済などの再編期として知られている⁶⁶。そのため、巨視的にみれば、藏人が坊官に進出することも、その一環として理解できるかもしれない。しかし本稿では、こうした転換が、春宮大夫と同時期に、また共通する方向性でおこなわれたことに注目したい。宇多朝の転換は、大夫と亮・進とで個別的ではなく、両者一体となつて進められたといえる。その意義は前章で論じたように、皇太子を擁立する側である天皇・摂関が坊官を介して坊務に関与することで、春宮坊運営の適正化を図ることにあつたと考えられる。宇多朝は、春宮坊運営のありかたにおいて転換点となる時期であつた。

さらに、円融朝以降になると受領を兼ねる亮・進も散見されるようになる。小原嘉記氏によつて指摘されているように、受領の奉仕を院宮財政にまで拡大したものと理解できる⁶⁷。既述のように、一〇世紀後半は「庁」の成立など組織再編期にあたるが、そうした動きと連動して亮・進に受領兼任者を配するようになったと考えられる。

本章では、亮・進の活動実態と補任傾向について検討した。亮・進も大夫同様、その地位に応じた実務能力が求められていた。そこに任じられるのは、承和の変直後の時期では文人官僚の登用が目立っていた。また、春宮坊を基盤として立身をとげる人物、幼皇太子という新たな試みに対応した武官の任用もみられた。しかし、宇多朝以降にな

ると藏人や摂関家司といった人物の補任が多くみられるようになる。こうしてみると、一〇世紀以降、外戚・摂関による坊官への進出は事実としては誤りではない。しかし、これを政治史的な意義を前面に押し出して理解することは適當ではない。亮・進に求められていた能力を踏まえると、天皇や摂関の近親・藏人・家司の任用は、春宮大夫の補任傾向と同様に、皇太子を擁立する側が春宮坊運営の適正化を目指したと考えるべきである。その前提の上に政治的諸関係が生じることは、前章において指摘した通りである。

おわりに

以上、二章にわたり、一〇一一世紀の春宮大夫と亮・進の活動実態と補任のありかたについて明らかにしてきた。春宮大夫も亮・進も、それぞれの立場に応じた職能的器量が求められており、春宮坊運営の適正化のため、適当な人物を配置する必要があつた。たしかに、一〇世紀以降天皇や摂関の近親・側近が坊官に任じられる傾向にあつた。しかし、坊務に照らした器量が求められていたことを踏まえると、この現象を「坊官が摂関体制に組み込まれていた」として、坊官に任じられた摂関の近親・家司がその経歴を通じて政治的地位を確保するであつたり、「東宮庁」を起点とした政争の火種であつたりと、政治的意義を全面に押し出して評価することは適切ではない。皇太子を擁立する側である天皇や摂関らが、自身と関係のある人物を坊官に配置することで間接的に坊務へ関与するルートを確保し、適度に支援・補助を加えた。そして、春宮坊運営の適正化、ひいては皇太子を無事に即位へ導くことが図られたと理解すべきである。坊官の実務者としての側面を第一義的に置いた理解が必要であるということになる。

しかし、これは政治的意義が皆無というわけではない。こうした実務的・経済的奉仕が、天皇や皇太子、摂関の信任につながり、その後の昇進につながることはあった。また、実務経験や故実の知識は、貴族社会内において位階・官職とは別の存在感を高めるものであったと考えられる⁶⁸⁾。しかし、こうした意義が発揮されるのはあくまで坊官としての実務的活動を前提としたものであることは注意しなければならぬ。

また、本稿のように坊官の実務的意義とそれに基づく補任傾向の評価をおこなった場合、別の政治的意義も提示できると考えられる。それは、坊官に有力者を出すことを拒否することで、春宮坊運営の支障とそれによる圧力を企図するものである。その最も顕著なのは、長和五年（一〇一六）に立太子された敦明親王である。当時左大臣として政権を主導していた藤原道長は、自身の子息から春宮大夫を出すことを拒否している⁶⁹⁾。道長は皇太子の象徴である壺切御剣を敦明に渡さないなどの圧力をかけ、皇太子辞退に追い込んだとされているが、坊官人事についても同様の文脈のなかに位置づけることができると考えられる。職能上の重要性を有していたからこそ、坊官人事への非協力姿勢が政治的意味合いを帯びることがあった⁷⁰⁾。

しかし、本稿では全体的な評価に重点を置いてきたため、個別の人物や場面における検討は不足している。右のような政治的意義の具体的な検討も含め、今後の課題としたい。

最後に、皇太子制論への展望をおこない本稿を終えたい。本稿では大夫・亮・進を対象とした存在形態の解明と、その成果をもとにした坊官の政治的意義の再検討を試みてきた。しかし、本論でもたびたび触れてきたように、坊官のありかたは春宮坊組織や財政といった、制度史との接点も多分に有する。そして、そうした制度のありかたの変

遷・変容は、皇太子をどのように扱うかという点で皇太子制論とも大きな関わりを有するものと考ええる。日本皇太子制論については古代史、特に九世紀中葉以前を対象として国家論、天皇論、王権論とも絡んだ大きな成果があげられているが、中世以降を視野に入れたものとなると、皇位継承をめぐる争いなど、政治史に偏った一般的な論に終始してしまっている感がある。皇太子制論は古代史研究で示されているように、次期天皇のありかたから日本国家や天皇の特色を論じる点に大きな意義がある。本稿の論を通してみえてきた坊官人事の方針や転換点、実態は、皇太子制の展開を考えるうえでも重要な論点となる⁷¹⁾。坊官と組織・財政論を含めた制度史的考察と、その成果を皇太子制論へ位置づけることは、今後の課題としたい。

注

- (1) 福井俊彦「淳和朝の官人」(『早稲田大学高等学院研究年誌』一一号、一九六六年)、同「承和の変についての一考察」(『日本歴史』二六〇号、一九七〇年)。
- (2) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五年)。
- (3) 坂上康俊「東宮機構と皇太子」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)、保母崇「奈良末期から平安初期の東宮官人と皇太子」(『日本歴史』六二五号、二〇〇〇年)、佐藤長門「承和の変前夜の春宮坊―「藩邸の旧臣」をめぐる」(佐藤靖民編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館、二〇一二年)。以下、各氏の研究はこれらの論考による。
- (4) 福井俊彦「摂関政治と坊官」(『早稲田大学高等学院研究年誌』一七号、一九七三年)、福井俊彦「道長政権と坊官・宮司」(森克己博士古稀記念会編『史学論集対外関係と政治文化第二』吉川弘文館、一九七四年)。
- (5) 保立道久『平安王朝』(岩波書店、一九九六年)。
- (6) 河野房雄「後三条天皇の立坊と藤原能信」(同『平安末期政治史研究』東京堂出版、一九七九年、初出一九六八年)、美川圭「後三条天皇」(山川出版社、二〇一六年)など。

- (7) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(同『平安貴族』平凡社、二〇二〇年、初版一九八六年、初出一九七六年) 七一頁など。
- (8) 前掲註(4) 福井論考。
- (9) 前掲註(5) 保立著書。佐伯智広「日本中世史上の女帝・皇太子」(『歴史学研究』一〇〇四号、二〇二一年) も参照。
- (10) 本郷恵子「院庁務の成立と商工業統制」(同『中世公家政権の研究』東京大学出版会、一九九八年、初出一九八八年)、田原光泰「春宮坊・中宮職内の「庁」について」(同『律令官人制再編の研究』塙書房、二〇二四年、初出二〇一二年)。以下、各氏の研究はこれらの論考による。
- (11) 装束使については、吉江崇「平安時代の儀礼運営と装束使」(同『日本古代宮廷社会の儀礼と天皇』塙書房、二〇一八年、初出二〇〇四年) 参照。
- (12) 『東宮御元服部類記』所収『春記』永承元年二月一九日条。
- (13) 『東宮御元服部類記』所収『顕俊記』承元二年(一二〇八)二月二五日条。なお、同日のことを記した史料として同部類記所収『三長記』や、同部類記所収『公継公記』(当時の春宮大夫藤原公継の日記) もある。
- (14) 本稿で中心に扱った元服儀については、岡田まり「日本古代の皇太子元服加冠儀」(『国史学』二〇八号、二〇一二年) が儀礼の構造と変遷から王権の秩序関係内での皇太子の位置づけを論じる。そのほか、中本和「中宮大饗と東宮大饗」(『続日本紀研究』四〇四号、二〇一三年) なども参照。
- (15) 栗山圭子「所」と所充」(同『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年)。
- (16) 佐藤健治「撰関家の相折と下文」(同『中世権門の成立と家政』吉川弘文館、二〇〇〇年)、前掲註(10) 田原論考。
- (17) 前掲註(15) 栗山論考。また、元木泰雄「撰関家家政機関の拡充」(同『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出一九八一年・一九八四年)、佐藤健治「撰関家年中行事と家政経済」(同『中世権門の成立と家政』吉川弘文館、二〇〇〇年) なども参照。
- (18) 『東進記』建仁二年八月二八日条。
- (19) 註(12) 『春記』。
- (20) 以上『小右記』。
- (21) 遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』(東京大学出版会、二〇〇八年) 第一部。
- (22) 春宮坊財政に大夫の負担が期待されたのは、中央財政の逼迫とその余波を受けた春宮坊財政の変革と無関係ではないと考えられるが、具体的な背景については別稿に譲りたい。なお、官司長官の財政援助については、吉川真司「撰関政治の転成」(同『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九九五年) も参照。
- (23) 前掲註(3) 保母論考。
- (24) 前掲註(3) 保母論考。
- (25) 前掲註(3) 保母・佐藤論考。
- (26) 前掲註(2) 荒木著書。
- (27) 黒板伸夫「撰関時代における「権官」の性格―納言と弁官の正・権を中心として」(同『撰関時代史論集』吉川弘文館、一九八〇年、初出一九七八年)、林陸朗「員外官の停廢をめぐる」(同『桓武朝論』雄山閣出版、一九九四年、初出一九七九年)、木内基容子「遥授国司制の成立について―「公卿国司」を中心として」(『日本古代・中世史研究と資料』三号、一九八八年)。
- (28) 『小右記』長和五年正月二九日条。
- (29) 『小右記』寛弘九年四月二七日条。
- (30) 『小右記』長和五年正月一八日条。
- (31) 『明月記』正治二年三月七日条。
- (32) 前掲註(1) 福井一九七〇年論考。また、渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(同『日本古代官位制度の基礎的考察 新装版』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九六五年) も参照。
- (33) 安仁は註(32)、良相は『日本三代実録』貞観九年(八六七)一〇月一日条参照。
- (34) 中宮大夫にも撰関近親や側近の補任が目立つ。前掲註(4) 福井一九七四年論考。
- (35) 『栄花物語』巻第一「月の宴」では、康保四年(九六七)の守平親王立太子の場面において、「東宮大夫には中納言師氏、傳には小一条の左大臣なりたまひぬ。みな九条殿の御はらからの殿ばらにおはすかし」というように藤原北家による皇太子官人独占が特筆されたあと、「ただし九条殿の君達は、まだ御位ども浅ければ、えなりたまはぬなるべし」と、条件が整えば藤原師輔の子の補任が目指されていたことが記される。なお、『栄花物語』の本文については、山中裕・秋山虔・池田尚隆・福長進校注・訳『新編日本古典文学全集 栄花物語』(小学館、一九九五―一九九八年) によった。以下同じ。
- (36) 本論では事例の關係上忠平を主体に扱ったが、こうした目的は成明の母藤原穩子にとっても同様であろう。
- (37) 山本信吉「平安中期の内覧について」(同『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九七二年)、米田雄介「内覧について―補任を中心とし

- て」(同『撰関制の成立と展開』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九八四年)。
- (38) 小原嘉記「受領の支配と奉仕」(吉村武彦・吉川真司・川尻秋生編『撰関政治 古代の終焉か、中世の開幕か(シリーズ古代史をひらくⅡ)』岩波書店、二〇二四年)、二一六頁。以下、小原氏の研究は本論考による。
- (39) しかし、このように考えたときに付言しておかなければいけないのが、常置の契機となった永観二年(九八四)の藤原為光の補任である。『栄花物語』巻二によれば、円融天皇と藤原兼家とのあいだでは讓位以前から、讓位と円融皇子・兼家外孫の懷仁親王立太子につき相談が進められていたという。皇太子の即位が間近に迫るなか為光の権大夫補任がおこなわれたということになる。実際に為光は、在任一〇日という短さで皇太子の即位を迎えることになった。こうした流れをみると、為光権大夫補任については長期的・制度的な視角とは別に、個別的状况に応じた検討が必要になると思われる。とりわけ、皇太子が皇位を継いだときの坊官が対象となる「御即位叙位」(佐古愛己「勸賞叙位の一考察」中宮・東宮関連の勸賞を事例として『立命館文学』六二四号、二〇一二年)との関連が想定されるが、今後の課題としたい。なお、為光については、山本信吉「摂政藤原兼家と左大臣源雅信・右大臣藤原為光」(同『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年)参照。
- (40) 前掲註(15)栗山論考。
- (41) 以下、梅宮祭奉行に関する記述は『民経記』による。
- (42) 『民経記』寛喜三年四月二五日条。
- (43) 前掲註(15)栗山論考。
- (44) 今江広道「公事の分配について」(『国史学』一二三号、一九八四年)。
- (45) 中原俊章「諸家家産支配構造と地下官人」(同『中世公家と地下官人』吉川弘文館、一九八七年)、前掲註(15)栗山論考、前掲註(17)佐藤論考。
- (46) 『民経記』寛喜三年一月一七日条。
- (47) 『東進記』建仁二年(一一〇二)五月一六日条には「東宮々中、亮長経朝臣依・稚熱久籠居、両権大進又所旁、一身奔波」と、亮・進の体調不良により長兼への負担が集中していることが記される。このような一節からも、亮・進の実務官としての業務実態をうかがうことができる。
- (48) 『小右記』長和五年(一一〇一)二月一九日条。
- (49) 保母崇氏は、亮が実質上春宮坊の政事を掌っていたとみる。
- (50) 『東進記』正治二年(一一〇〇)四月二八日条。
- (51) 過差禁制については佐々木文昭「平安中・後期の過差禁制」(同『中世公家新制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、初出一九九二年)や遠藤基郎「過差の権力論―貴族社会的文化様式と徳治主義イデオロギーのはざま」(服藤早苗編『王朝の権力と表象』森話社、一九九八年)、松田茜「過差の禁制にみる三条天皇の政治姿勢」(『お茶の水史学』六三号、二〇二〇年)参照。
- (52) 『平戸記』寛元二年二月二三日条以降。
- (53) 『平戸記』寛元二年四月一五日条。
- (54) 前掲註(4)福井論考。
- (55) 同右。
- (56) 良繩は「太子特加意愛」と道康から信任を受けて昇進を重ねた(『日本三代実録』貞観一〇年(八六八)二月一八日条)。山陰は前掲註(4)福井一九七三年論考により、「藩邸の旧臣の典型」と評されている。渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(同『日本古代官位制度の基礎的研究新装版』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九六五年)二七三頁も参照。
- (57) 岸野幸子「文章科出身者の任官と昇進」(『お茶の水史学』四二号、一九九八年)、鈴木蒼「九・十世紀の「文人官僚」―「文人派」再考」(『史林』一〇三巻四号、二〇二〇年)。
- (58) 「良吏政治」については、春名宏昭『「謀反」の古代史』(吉川弘文館、二〇一九年)など参照。
- (59) 臈谷寿「十世紀に於ける左右衛門府官人の研究」(『平安博物館研究紀要』第五輯、一九七四年)。
- (60) 笹山晴生「春宮坊帶刀舎人の研究」(同『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出一九七二年)、三三〇―三三一頁。
- (61) 荒木敏夫「日本古代の幼帝」(同『日本古代王権の研究』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (62) 『日本三代実録』清和天皇即位前紀。
- (63) 村瀬敏夫「藤原敏行伝の考察」(同『平安朝歌人の研究』新典社、一九九四年、初出一九七一年)。
- (64) 醍醐朝の亮のうち、菅根については、古尾谷知浩「宇多院司の構成とその変遷」(『日本歴史』八八八号、二〇二二年)がある。
- (65) 黒板伸夫「藤原忠平政権に対する一考察」(同『撰関時代史論集』吉川弘文館、一九八〇年、初出一九六九年)、前掲註(7)橋本論考。
- (66) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」(同『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八七年)、佐藤全敏「蔵人の日常的職掌とその拡張」(大津透先生退職記念論文集刊行委員会編『古代天皇制と政治儀礼』吉川弘文館、二〇二六年)、所京子「平安朝「所・後院・俗別当」の研究」(勉誠出版

版、二〇〇四年）など。

(67) 『中右記』 大治五年（一一三〇）三月二日条には「如_レ此宮司中、大國受領相兼也、仍万事奉仕云々、今度不_レ然、凡不_レ可_レ叶也」とある。受領の経済力が組織運営に期待されていたことは確実である。

(68) 『平戸記』 仁治三年（一二四二）八月九日条には「晩頭頭弁来、訪_三宮司間之故実_二」と記される。この日は西園寺嫡子の立后がおこなわれたが、本宮儀について頭弁平時高から経高に対して「宮司間之故実」の問い合わせがあった。経高は皇后宮権大進の官歴を有していた。そうした経歴は補任者の故実形成に影響を及ぼし、それが貴族社会内での評価につながると考えられる。

(69) 『小右記』 長和五年正月二六日条。

(70) 山中裕「敦明親王」（同『平安人物志』 東京大学出版会、一九七四年、初出一九六九年）など。

(71) 同様の理解は尊仁親王の坊官についても当てはまる可能性がある。具体的な検討は政治史も含めて今後の課題としたい。

(72) 前掲註(2) 荒木著書など。

(73) たとえば、坊官の補任傾向が宇多朝を機に転換することは、同時期の制度史や政治史の流れのなかに位置づける必要がある。今後の課題としたい。

（本学大学院博士後期課程）